

Q & A

Q.賃貸住宅（アパートなどの共同住宅）は対象になりますか。

A.対象外です。

Q.現状田野町に所有する住宅には私（申請者）は住んでいませんが、リフォーム後賃貸として貸そうと考えています申請できますか。

A.一戸建て住宅で、空家バンクに登録することを了承いただけるなら対象となります。

Q.賃貸ではなく売買希望の空家情報バンクに登録希望です、対象となりますか。

A.空家情報バンクに登録する場合は対象です。

Q.家屋の所有者は父で申請人と同一ではありませんが対象となりますか。

A.所有者の同意があり、同意書が提出できるなら可能です。

Q.田野町にある中古住宅を購入した（もしくは田野町に相続した住宅がある）が、リフォーム後に転入予定である。申請は可能ですか。

A.リフォーム後転入する旨の申立書を提出していただけるなら申請可能です。

Q.店舗は申請可能ですか。

A.対象外です。

Q.店舗併用住宅ですが、申請は可能ですか。

A.居住部分が、総床面積の2分の1以上であること。また対象工事は居住に関係のある部分のみであることに注意し、対象工事費用の中に店舗部分を含んでいなければ申請可能です。

Q.車庫や倉庫は該当しますか。

A.直接居住に関係のない部分なので対象外です。

Q.申請は年度が変われば再度申請できますか

A.申請できません。1つの敷地内の住宅に対し1回のみなので注意してください。ただし、同一敷地内に専用住宅が2棟建っていて居住している世帯が違う場合（それぞれの家に台所・お風呂・トイレ・寝室があり独立した生活を行っている場合）はそれぞれ申請することができます。

Q.既製品の購入は対象外と聞きましたが、ユニットバスなども対象外ですか。

A.取り付け工事が伴うのであれば、ユニットバス、システムキッチン、トイレ、洗面台、換気扇、雨戸（シャッター）、窓や玄関などの建具、エコキュートやガス給湯などの給湯設備の購入なども対象費用に含めます。ただし事務所内など居住部分以外のトイレやキッチンなどは対象ではありません。

Q.浄化槽の補助金を受けるのですが、トイレなどの工事を申請できますか。

A.同一工事であれば申請できませんが、工期や見積・請求などが別であれば申請は可能です。

Q.去年耐震補強の補助金で改修を行った住宅は申請できますか。

A.田野町住宅リフォーム補助事業の補助金は1回のみなのでできませんが、これ以外の補助金であれば、工事が別ですので申請は可能です。

Q.庭に子ども部屋を増築しようと思っていますが、対象になりますか。

A.別棟になるばあいは対象外です。ただし、今ある住宅に連結している場合は可能です。

Q.木工事ばかり（カウンターをつくる、押入れをクローゼットに変更する、玄関収納をつくるなど）なのですが、申請はできますか。

A.既製品の設置は対象外ですが、大工等がつくった家に固定されるタイプのものであれば申請できます。

Q.二重サッシにする場合や、網戸をつける場合などは対象ですか

A.居住部分であれば対象です。

Q.以前店舗だった部分を、居室に変更する場合は申請できますか。

A.居宅に変更する場合は対象となりますが、逆の店舗に変更する場合は対象外です。

Q.カーポートをつくりたいのですが、申請できますか。

A.対象外工事となります。

Q.ブロック塀を植木の塀に変更する場合は対象となりますか。

A.対象となりますが、ブロック塀の補助金は別途あり、そちらの方が有利な場合もありますので相談してください。

Q.太陽光発電装置の設置は対象ですか。

A.対象外です。

Q.二間であった部屋を一間に変更するなどの間取りの変更工事は対象ですか。

A.対象となります。

Q.ロフト（小屋裏収納）をつくる場合は対象となりますか。

A.対象となりますが、天井高が1.4m以上あればロフト部分は増築とみなし固定資産税に影響があります。

Q.蛍光灯をLEDに替える工事を行おうと思っていますが対象ですか

A.配線工事や埋め込み式のダウンライトの設置に伴う工事費は対象となりますが、LED電球など照明器具の購入は対象外です。

Q.給湯器が故障したので修理を行おうと思いますが、修理代も対象となりますか。

A.対象外です。

Q.工事が終わっていますが、申請できますか。

A.決定通知前に工事を始めた場合は対象外となります。

Q.受付期間内ならいつでも申請できますか。

A.受付終了前に申請額が予算額に到達した場合はその時に受付期間が終了します。その場合は申請できません。

Q.指定業者を紹介してもらえますか。

A.個人で営業を行う大工や左官などがいるため町は全てを把握しておりません。このため、町で紹介やあっせんはできませんが、住宅リフォーム補助金の対象工事は、施行事業者登録を受けた事業者の行う工事に限られます。なお、登録を受けている施行事業者は、施行事業者一覧よりご確認ください。

Q.自分で材料を買ってきてリフォーム工事を行う場合は対象になりますか。また、大工さん本人が自宅をリフォームする場合は、補助対象となりますか。

A.対象になりません。町内施工登録業者と請負契約を締結する工事が対象です。

Q.所有が共同名義なのですが、申請は共同名義で行うのですか。

A.共同名義の場合は、その中の一人が代表となり申請してください。また他の所有者は工事に係る同意書を提出していただきます。

Q.工事を行う業者は、何か資格を持っていないといけないのですか。

A.施行事業者登録を行うに当たり、要件を定めてあります。

Q.庭にウッドデッキをつくりたいのですが対象ですか。

A.外構工事となりますので、対象外です。

Q.太陽光を利用した太陽熱温水器は対象となりますか。

A.配管等の工事が伴うものであれば対象となります。

Q.エネファームは対象となりますか。

A.国の補助金がありますので、対象外とします。

Q.住宅エコポイントとの併用は可能ですか。

A.住宅エコポイントのみ併用は可能です。

Q.郵送でも申請できますか。

A.郵送では受付できません。窓口へ申請書類を持参してください。

Q.申請書はどこで配布していますか。

A.役場窓口での配布と町ホームページで様式をダウンロードできます。

Q.解体費は補助の対象外なのですか。

A.解体のみであれば対象外ですが、リフォーム工事に伴う内装等の撤去費は対象となります。

Q.二世帯住宅はそれぞれ申請できますか。

A.1回のみ申請となります。

Q.添付書類がすぐに用意できないのですが、申込予約はできますか。

A.申込予約はできません。また添付書類の不備があれば受付はできませんので注意してください。

Q.複数の業者と契約して工事を行う（例えば大工と左官と水道工事事業者）場合は対象となりますか。

A.複数の見積書をもとに、助成対象工事費を合算して算出し、申請していただくことは可能です。

Q.古くなった給湯器を新しいものに変更する場合は対象となりますか。

A.機材の更新だけであれば備品購入のみとなりますので対象外となります。

Q.補助金はどのくらいもらえるのですか。

A.補助対象工事費の20%（その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を限度としますが、補助金が30万円を超えるときは30万円とします。

また、定住促進事業は補助対象工事費の30%（その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で、補助金が40万円を超えるときは40万円とします。

Q.リフォーム工事の時期は未定ですが、とりあえず申請だけ行うことはできますか。

A.申請には、工事業者の見積書や図面、工事個所の写真など添付書類をつけないと申請は受付できません。そのため、リフォーム工事の内容が具体的になっていない段階での申請はできません。

また、当該年度の3月15日までに工事完了実績報告書や工事に係る領収書、工事個所の完成写真等を提出する必要があります。

Q.補助金の申請が多い場合、補助金をうけられないことがありますか。

A.補助金の交付決定は、予算の範囲内において決定しますので、予算に達した日をもって申請の受付を終了します。申請総額が予算額に達した日に、予算額を超える申請があった場合は、予算額に達した日に受付をした方の中から抽選により補助金対象者を決定します。

Q.今回リフォーム補助金の交付決定額は18万円でした。限度額は30万円なので、のこりの12万円を2回目の申請とすることはできますか。

A.申請は1回限りですので、申請できません。

Q.同居している家族の中に税の滞納があります。申請できますか。

A.申請者の世帯に滞納者がいる場合は補助対象外となります。

Q.ハウスクリーニングや、配管の清掃費用などは補助対象ですか。

A.補助対象外です。

Q.シロアリの駆除費用は補助対象になりますか。

A.防虫・消毒などの薬剤散布・塗布は補助対象外になります。ただし、シロアリ駆除後の家屋の修復や取替えについては補助対象です。

Q.新築は対象となりますか。

A.対象外です。

Q.窓の取替え（10万円）と壁の張替（12万円）、エアコンの取り付け（10万円）の工事を行いました。工事費が30万円を超えていますので申請できますか。

A.エアコンの取り付けは対象外ですので、補助対象工事費は22万円になります。補助対象工事費が30万円以上という要件にあてはまりませんので、この内容であれば補助金の対象外となります。

Q.現地確認はありますか。

A.決定通知前と完了報告後に現地調査を行います。書類審査のみで十分である場合は現地調査を行わないことがあります。

Q.3月15日までに工事が完了しません、どうすればいいですか。

A.3月15日までに報告書等が提出できない場合は取り消しとなります。翌年度に繰り越すことはできませんので、余裕をもって申請をしてください。

Q.中古住宅を購入し、リフォームする場合、購入費用も対象となりますか。

A.購入費用は対象外です。

Q.実施する工事が補助対象となるかわからない場合はどうすればいいですか。

A.申請前にお手数ですが、実施する工事の見積金額と工事の説明ができる方が地域振興課のリフォーム補助金担当までご相談ください。

Q.リフォーム工事中の転居費用は補助対象ですか。

A.対象外です。

Q.工事費は30万円以上かかりますが、業者が町内業者と町外業者両方になります。この場合申請できますか。

A.施工事業者登録をしている業者の行う補助対象工事のみが補助対象工事費として計算されますので、その補助対象工事が30万円を超える場合は申請できます。このとき、町外業者及び施工事業者登録を受けていない業者の行う工事費はたとえ補助対象工事であっても補助対象外となります。

Q.ビルトインガレージの工事費は補助対象となりますか。

A.車庫部分は対象外です。

Q.町内業者が施工していることの確認は

A.町外の下請けに全部委託の場合は補助対象外。

Q.さしかけは対象になるか？

A.さしかけは対象外とします。

Q.工事費には、材料代を含むのか？

A.工事費には、対象工事であれば大工等への人役や材料代すべて含むことができます。

Q.複数の町内業者に依頼しているのだが、申請書の業者名はすべて書くのか？

A.施工事業者登録を受けた事業者の確認の為、申請書にはすべての業者名を記入のうえ、見積書も添付してください。

Q.施工事業者登録を行いたいのですが、どうすればよいですか。

A.申請書に必要な応じた書類を添付し、役場地域振興課まで提出してください。

申請書は、役場地域振興課で入手することができます。また、町ホームページからダウンロードも可能です。

ご不明な点は相談に応じさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。

Q.リフォーム工事を業者に依頼したいのですが、登録業者はどのように調べたらよいですか。

A.町ホームページに登録者名簿を掲載しておりますので、ご確認ください。